**健康サポート薬局における業務手順書**

（　　　　　　　　　）薬局が健康サポート薬局の取組を行うにあたり、受診勧奨等の行うべき事項をいかに定め、当該薬局の患者及び近隣の住民の健康をサポートする。

1. **受診勧奨**
2. 薬局の利用者から要指導医薬品等の使用に関する相談や健康相談を受けた時は相談に適切に対応し、必要に応じて医療機関への受診を勧める。また、相談を受けた際には、かかりつけ医がいる事や健康診断を受けている医療機関があるかを確認する。かかりつけ医等がいる場合には、相談者の了解を得たうえで、連携して相談対応を行う。
3. かかりつけ医がいる患者で要指導医薬品等による対応では状況の改善が見られない場合には、かかりつけ医と連携して状況を共有し必要に応じてかかりつけ医への受診を勧める。
4. **連携機関の紹介**

薬局利用者から健康等の相談を受けた場合には必要に応じて「　　　　　　　　薬局連携先リスト」（添付資料2）に記載されている、地域包括支援センターや健康診断や保健指導の実施機関、保健センター等の行政機関を紹介する。

1. **連携機関に対する紹介文書**

受診勧奨や連携機関の紹介により患者を関係機関に紹介する際に患者からの同意が得られた場合は必要な情報を「連携機関様　紹介書」（添付資料3）を用いて紹介先に適切な情報提供を行う。

1. **要指導医薬品等、介護用品等の取扱い**
2. 薬局の利用者が自ら適切に選択できるよう薬局内に必要な要指導医薬品等を備蓄しておく。要指導医薬品等及び介護用品等の備蓄リスト（添付資料9及び10）は適宜見直しを行い、リストの更新を行う。
3. 要指導医薬品等における治療に関してはかかりつけ医との適切な連携や受診の妨げにならないよう以下の様な事が確認された場合にはかかりつけ医等に受診するように勧める。

・医師の診断がされているにも係らず医師の指示に従わずに受診していない

・かかりつけ医がいるのに一定期間受診していない

・定期健診その他必要な健診を受診していない

・要指導医薬品等による治療では対応が困難な場合

・要指導医薬品等を使用したが状態の改善が認められない

1. 要指導医薬品等についての相談対応及び記録の作成について
   1. 要指導医薬品等や健康食品に関して相談を受けた場合には相談者の服薬状況や健康状態を十分に把握した上で、薬局で取扱う医薬品や健康食品の特性をしっかりと把握し専門的知識に基づいて説明する。
   2. 相談等の対応内容については「相談対応記録」（添付資料12）に記録し３年間保存しておく。